防災・減災対策の緊急かつ確実な実施について（案）

近年、日本列島は活動期に入ったと言われており、地震・津波・火山噴火・台風・局地的大雨等と様々な災害に見舞われている。近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模災害の発生が懸念されており、防災・減災のため万全の備えをしなければならない。また、これ以外の地域でも、想定されていない災害は起こるものであり、各地の実情に応じた様々な防災・減災対策を実施しなければならない。

このように、なお一層の防災・減災対策の推進を必要としているにもかかわらず、全国防災対策事業が廃止され、緊急防災・減災事業債も今年度限りの措置であるなど、**財政支援は減少傾向にあり、今、まさに１兆円の財源が失われようとしている。これでは防災・減災対策は遅れてしまいかねない。**

政府は、平成 28 年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、国土強靱化、防災・減災対策などの成長力を強化する分野に社会資本整備の重点化を図るとしているが、地方が必要と考える防災・減災対策が確実に実施できるよう、以下の事項に留意し施策を講じることを強く要請する。

１　被災地の復旧・復興支援

東日本大震災、平成 26 年広島土砂災害や平成 27 年９月関東・東北豪雨の被災地が復興途上であるなか、平成 28 年熊本地震が発生し、熊本県・大分県を中心に甚大な被害をもたらした。被災地において、ニーズに応じた復興を成し遂げられるよう、最大限被災地の要望に沿った対応を行うこと。

２　防災・減災対策の財源の確保

国土の強靱化と防災力の向上は喫緊の要請であり、地方が必要とする社会資本整備や、ソフト事業に対する財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。さらに、特に緊急性の高い対策に集中投資するための財源を平成 28 年度補正予算で確保すること。

３　迅速な復旧・復興に向けた事前の取組

災害に遭遇した自治体は、これまでも通常業務に復旧・復興に係る膨大な量の業務が加わることで、混乱を極めてきた。このことから、過去の災害経験を踏まえ、発災時における応援・受援体制の整備や、復旧・復興等に関する事前準備と既存法律等の必要な見直しを行うこと。

【　具体的要請事項について　】

「２　防災・減災対策の財源の確保」に係る具体的要請事項

(1) 多発する災害に対する緊急措置として、補正予算による国土強靱化支援の実施

(2) 緊急防災・減災事業債の制度を恒久化のうえ、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、地方の実情を踏まえた制度の拡充

(3) 全国防災対策事業に代わる、新たな防災対策制度の創設

(4) 国土強靱化地域計画に位置付けた取組に対する、新たな支援制度の創設

(5) 大規模災害時における救命・救急活動及び支援物資の輸送等に必要な、高規格幹線道路や幹線道路、港湾等の整備に対する財源措置

(6) 避難所施設、庁舎、学校など防災拠点となる建物・構造物等の建て替えを含む耐震化や老朽化対策及び津波対策・液状化対策・地盤対策・洪水対策・土砂災害対策等の必要なハード対策に対する財源支援措置

(7) 広域的な物資支援のため、民間事業者を活用した体制構築と訓練等に対する財源措置

(8) 原子力災害を含む複合災害となった場合に備えた、避難経路の確保及び放射線防護施設の整備等の充実・強化に対する財源措置

(9) 被災者生活再建支援制度の財務基盤を一層強化するための財源措置

(10) 被災者生活再建支援のため、早急な罹災証明の発行と被災者台帳活用を可能にするためのシステム導入等の準備に対する財源措置

「３　迅速な復旧・復興に対する取組」に係る具体的要請事項

(1) 被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保及びニーズ把握を含む受援体制整備について、法制化や防災基本計画への記載等も含めた制度構築

(2) 応援自治体の費用負担に対する十分な財政支援及び支弁経費の国への直接請求制度の創設

(3) 既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置の創設

(4) 災害救助法に関し、国の負担率引き上げ、弾力的運用及び避難所設置や支援物資輸送に関する適用範囲の拡大若しくは財政措置

平成 28 年 7 月 28 日

全 国 知 事 会